

学 則

(1) 開講の目的

わが国では現在、超少子高齢化社会の進展にともない、在宅で高齢者・障害者などの介護をしている家族は心身の負担が増大し、その状況は深刻化している。このような地域の在宅福祉のニーズに応えるには、介護の専門知識や技術を身につけた人材の育成が求められている。介護に関する実践的な講義・現場実習を通して求められる人材を育成するとともに、公的機関等と連携しながら在宅介護支援体制をつくる地域の意識向上を目的として、介護員養成研修事業を開催する。

(2) 研修事業の名称及び課程

介護職員初任者研修

募集に際し、(令和____年度第____回通信課程又は通学課程)と名称する。

(3) 実施場所 各回募集要項参照

(4) 研修期間 各回募集要項参照

(5) カリキュラム及び使用する教材

カリキュラム 各回募集要項参照

使用する教材 中央法規出版発行 介護職員初任者研修テキスト

(6) 講師氏名及び職名 各回募集要項参照

(7) 実習施設 各回募集要項参照

(8) 研修修了の認定方法及び免除科目

研修修了の認定方法

講義・演習 (全出席) 出欠簿及びレポート提出による

通信課程の場合、添削指導のレポート提出による

全科目研修修了後、1時間程度の筆記試験による修了評価を実施

※添削指導、演習「こころとからだのしくみと生活支援技術」、筆記試験の評価基準はABCDの4区分とし、C以上で評価基準をみたしたものと認定する。

※上記のレポート提出、演習、実習、筆記試験をみたした者については、修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

免除科目

・特別養護老人ホーム等の介護職員としての実務経験を有する者

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ180日以上介護等の業務に従事した者

免除できる科目(時間数) 1. 職務の理解(6時間)

- ・平成 25 年 4 月 1 日以降に「指定居宅介護等の提供に当たるものとして厚生労働大臣が定めるもの」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号）第 2 号にあげる研修（居宅介護従事者養成研修）の 2 級課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

免除できる科目(時間数) 7. 認知症の理解(6 時間)を除く全科目

- ・生活援助従業者研修を修了している者

免除できる科目 (時間数)

5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6 時間)

6. 老化の理解 (6 時間) 8. 障害の理解 (3 時間)

- ・入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日社援基発第 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）基礎講座及び入門講座を修了している者

免除できる科目 (時間数) 3. 介護の基本 (6 時間)

6. 老化の理解 (6 時間) 7. 認知症の理解 (6 時間)

8. 障害の理解 (3 時間)

- ・認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者

免除できる科目 (時間数) 7. 認知症の理解 (6 時間)

(9) 募集時期 各回募集要項参照

(10) 受講資格 “介護の仕事をしたい” 又は “介護の知識や技術を身につけたい” と望む 16 歳以上の方。

(11) 受講定員 40 名

(12) 受講手続 申込書提出及び受講料納入

(13) 授業料、実習費など受講者が負担すべき費用

授業料 各回募集要項参照（実習費・テキスト代・税込み）

※入金後のキャンセルについて、開講日の 1 週間以前の場合は全額返金（振込手数料は受講生負担）、開講日の 1 週間以内の場合は事務手数料が必要となります。なお、開講日以降は返金できません。

※開講日までに入金できない、分割払い希望等の方はご相談下さい。

(14) 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用などの取扱い

研修時間数の 1 割を上限として下記の方法にて補講を受けたとみなすことができる。

- ・通信形式で実施できる科目ごとの上限時間内でレポート対応
 - ・同時期の別講座にて補講を受講
 - ・座学の場合はビデオを見てレポートを提出
 - ・演習の場合は、別日程を決めて補講を受講
- 補講に係る費用は 1 時間 1,100 円 (税込み)

- (15) 研修の延期・中止等の不慮の事態における養成研修の継続及び苦情等に対する対応等
- ・申込状況によっては不開講又は延期になる場合があります、不開講の場合は全額返金、延期の場合は、受講生の申し出によって受講料を全額返金するものとする。その際の振込手数料はサポートちたが負担する。
 - ・台風及び雪等による警報が発令された場合
 - 6時に警報が出ている場合 午前中の講義は中止
 - 10時に警報が解除された場合 午後の講義を開始
 - ※講座が中止になった場合は、別日程で開催
- この講座に対する苦情等は“特定非営利活動法人地域福祉サポートちた”で対応する。
- (16) 個人情報の取り扱いについて
- 業務上知り得た個人情報については外部にもらさない。
- (17) 研修修了者名簿の原本は“特定非営利活動法人地域福祉サポートちた”にて管理され、その写しを愛知県知事に提出され管理される。
- (18) 本人確認については以下のとおりとする
- ・写真貼付の上自署押印した申込書を提出
 - ・本人確認ができる書類(下記の公的証明書のいずれかのコピー)の提出
 - 戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・住民基本台帳カード・在留カード・健康保険証
 - 運転免許証・パスポート・年金手帳
- (19) その他研修受講に係る重要事項
- この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は“特定非営利活動法人地域福祉サポートちた”がこれを定める。